

○佐藤委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に、松田たくや委員から欠席の届出があります。

議題に入る前に、5月28日に開催されました正副委員長会議での確認事項をお手元に配付しておりますが、委員会の統一的な運営を図るための確認事項でありますので、御一読の上、御承知おきをいただきたいと思います。

それでは議題に入っていきますが、まず、令和3年第2回定例会提出議案について説明をしていただきます。

○林市民生活部長 議案第2号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管に関わる事項につきまして、御説明いたします。

補正予算書の5ページを御覧ください。2款3項1目、住民基本台帳ネットワークシステム管理費364万1千円についてでございます。これは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆるデジタル手続法及び戸籍法の一部改正に伴いまして、国外転出者によるマイナンバーカードの利用や、各種届出時における戸籍謄抄本の提出不要化など、利便性向上のため、各システムのアプリケーションを構築するに当たり364万1千円を補正しようとするものであります。財源につきましては、全額一般財源で措置をしております。

続きまして、議案書を御覧ください。議案第4号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正になることに伴いまして、個人番号カード発行に係る手数料について、地方公共団体情報システム機構が額を定め、徴収することになりますことから、現状、根拠となっております旭川市手数料条例の個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削除する必要が生じたため、同条例の一部を改正しようとするものであります。施行日につきましては、令和3年9月1日としております。

以上、よろしく願いいたします。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提出しております議案のうち、福祉保険部所管に係る事項につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第2号、令和3年度旭川市一般会計補正予算でございますが、補正予算書の5ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害福祉サービス等ICT活用推進費につきましては、国の補助金が交付される見込みであることから、昨年度に引き続き、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入経費を助成するため、研修会開催費用及び補助金として2千74万9千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が1千383万2千円、一般財源が691万7千円となっております。

次に、その下の障害者施設等感染症対策研修事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策の強化や、感染者発生時の施設間の連携を促進するため、複数の施設等により構成された団体またはグループが介護職員等を対象に実施する研修費用を助成するため、補助金として120万円を補正しようとするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金を活用するため、財源は全額が国庫支出金となっております。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、道の補助金が交付される見込みであることから、大規模修繕を実施する施設、介護職員が入居できる宿舎を整備する施設に対し、その経費を助成するため、補助金として5千832万8千円を補正しようとするものでございます。財源は全額が道支出金でございます。

次に、その下の高齢者活動促進支援費につきましては、第2回臨時会において、寿パスカードの利用者自己負担分の無償化の期間を6月末まで延長したところでございますが、高齢者のワクチン接種のスケジュールを考慮し、さらに9月まで延長しようとするもので、延長に要する経費として5千502万5千円を補正しようとするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、財源は全額が国庫支出金でございます。

次に、その下の高齢者施設等感染症対策研修事業補助金につきましては、先ほど御説明しました障害者施設等感染症対策研修事業補助金と同様に、新型コロナウイルス感染防止対策の強化や、感染者発生時の施設間の連携を促進するために実施する研修費を助成するため、補助金として300万円を補正しようとするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、財源は全額が国庫支出金でございます。

次に、その下の高齢者施設等感染症対策整備補助金につきましては、道の補助金が交付される見込みであることから、新型コロナウイルス感染防止対策のため、簡易陰圧装置や面会室等のゾーニング環境を整備する施設に対し、その経費を助成するため、補助金として3億1千529万1千円を補正しようとするものでございます。財源は全額が道支出金でございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の制定に係る議案でございます。議案書の議案第5号から議案第11号までの7件につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第5号につきましては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもので、感染症や災害発生時における対策の強化に係る規定の整備など、所要の改正を行うものでございます。施行日は、省令の施行日であります令和3年8月1日としております。

次に、議案第6号から議案第11号までの6件につきましては、いずれも障害者総合支援法に基づく関係省令の一部改正に伴うもので、電磁的記録等に係る規定の整備を行うものでございます。施行日は、いずれも省令の施行日であります令和3年7月1日としております。

以上、よろしく願いいたします。

**○中村子育て支援部長** 本定例会に提出しております議案のうち、子育て支援部に関係するものを御説明いたします。

まず、議案第2号、令和3年度旭川市一般会計補正予算、補正予算書の5ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、女性相談事業費です。新型コロナウイルス感染症による影響により、日常生活の中で女性が抱える不安や問題が深刻な状況となっている中で、適切な支援に結びつくことができていない女性等がございますことから、不安の解消や問題の解決に向けた支援等につなげるため、NPO等の団体が持つ知見を活用し、積極的な働きかけによる相談支援を実施するための委託料として1千万円を補正しようとするものです。財源は、国庫支

出金が750万円、一般財源が250万円です。

次に、ひとり親家庭等自立支援費です。国の高等職業訓練促進給付金実施要綱の改正に伴い、准看護師資格から正看護師資格取得のために引き続き修学する者につきまして、支給期間が3年から4年に拡充されたこと、それから、令和3年度に限り、補助金の対象となる修学期間の条件が緩和されたこと等に伴う補助金の増に対応するため、1千90万8千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が818万1千円、一般財源が272万7千円です。

次に、保育所管理事務費です。令和2年度中に受領いたしました子育て支援対策事業費補助金につきまして、超過交付となる部分を国に返還するため、184万1千円を補正しようとするものです。財源は全額一般財源です。

それから、子どもの未来応援費です。令和3年第2回臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に配慮した子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対し、6月末まで補助が可能なよう補正しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、9月末まで補助を実施するため、180万円を補正しようとするものです。財源は全額、新型コロナウイルス感染症対策基金からの繰入金です。

続きまして、条例改正になります。議案書を御覧ください。

議案第12号、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定です。厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、手続等において書面で行うことが規定されているものにつきまして、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを追加しようとするもので、令和3年7月1日に施行することとしております。

次に、議案第13号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定です。厚生労働省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、母子生活支援施設の長の任用要件につきまして、専門性を高めるため、児童福祉事業または社会福祉事業に従事していた期間とあるものを、相談、援助業務に従事した期間とすること、それから手続等におきまして、書面で行うことが規定されているものにつきまして、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを追加しようとするものです。母子生活支援施設の長の任用期間に関する規定につきましては令和4年4月1日から、それから、電磁的記録に関する規定につきましては令和3年7月1日から施行しようとするものです。

次に、議案第14号、旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定です。国の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴いまして、条例において引用している政令の条項を整備しようとするもので、令和3年4月23日から適用をすることとしております。

それから、議案第15号、旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴いひとり親控除が新設されたことに伴いまして、市独自の寡婦控除のみなし規定につきまして削除を行うもので、令和3年8月1日に施行することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 本定例会に提出しております議案第2号の

令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

補正予算書6ページを御覧いただきたいと思います。4款1項2目、新型コロナウイルス感染症対策費4千345万4千円でございます。本市におきましては、4月以降において昨日まで21件のクラスターが発生するなど、今後も感染拡大が懸念される場所でございます。このため、感染症発生の予防及びその蔓延の防止を図ることを目的としまして、感染症患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の確保に資するため、これまで保健所職員が行っておりました陽性者の移送や、検体採取所における車両誘導に係る業務の委託などを行おうとするものでございます。また、PCR検査業務、検査試薬の購入などにおいて、当初予算計上額に不足が生じる見込みとなったことから、追加で補正をしようとするものでございます。

次に、その1つ下、同じく4款1項2目の発熱外来体制構築費1千345万円でございます。この事業は、7月以降も新型コロナウイルス感染症疑いを含む発熱者の大幅な減少が見込まれない状況にあることから、市民が安心して医療を受けられるよう、当面の間、1次医療機関における発熱外来体制を引き続き構築するため、医療機関に対する各種支援を行うものでございます。

最後になりますが、同じく4款1項2目の新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費5千616万円でございます。この事業につきましては、感染者が外出することなく、自宅待機に専念できる環境を整備するため、生活面でのフォローといたしまして、生活用品、食料品などのセットを配付することで、療養生活を支援するとともに、自主的な隔離を促すことにより感染拡大防止を図るものでございます。具体的に申し上げますと、10日間程度の療養期間中に必要な生活用品といたしまして、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、サージカルマスクなど、食料品といたしまして、地場産品を中心としたレトルト食品、缶詰、インスタント麺、菓子類、飲料などをパッケージングしたものを想定しているところでございます。また、感染された方が一日も早く回復されるよう、メッセージカードなども併せて入れることを検討しているところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○向井保健所地域保健担当部長 議案第16号、旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。本案は、食品衛生法の改正により、食品衛生責任者及びフグ処理施設に係る届出等について、国の通知に基づき、標準的な取扱いを図るため所要の改正を行うものでございます。またあわせて、廃業の届出に係る届出義務者について、文言の整理と規定の整備を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 理事者から説明をいただきました。委員の皆様から、特段御発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 発言がありませんので、ここまでの説明に関わり出席している理事者については、退席いただいて結構です。

次に、報告事項について、最初に、令和3年第2回定例会提出議案に関わる事項について、理事者から報告をお願いいたします。

○林市民生活部長 報告第2号、令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、

市民生活部所管分について御説明申し上げます。

市民生活部所管分としましては、繰越計算書にお示ししております事業のうち、2款3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム管理費の1事業であります。これは、個人番号カードの管理機能が付加された交付予約システムなどを導入する費用について、国の第3次補正予算を活用した令和2年度補正予算として、令和3年第1回定例会において議決をいただいたものでございますが、事業の完了が令和3年度となりますことから3千3万9千円全額を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

**○金澤福祉保険部長** 報告第2号、令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、福祉保険部所管分に係る事業につきまして御説明申し上げます。福祉保険部所管分といたしましては、繰越明許費繰越計算書にお示ししております事業のうち、3款1項社会福祉費の4事業でございます。上から1つ目の障害者福祉施設等整備補助金と、3つ目の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、国の補正予算を活用し、また、2つ目の就労継続支援事業所生産活動活性化事業費と、4つ目の高齢者活動促進支援費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度補正予算として議決をいただいたものでございますが、いずれも事業の完了が令和3年度となるため繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

以上、よろしくお願いたします。

**○中村子育て支援部長** 報告第2号、令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、子育て支援部に関わる部分について御説明申し上げます。3款民生費、2項児童福祉費の出産特別祝金支給費でございます。令和3年3月31日までに生まれた子どもさんと、令和3年4月1日以降の支給に対応するため、2千409万9千円につきまして、このたび繰越しを行ったことを報告するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 報告第2号、令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げたいと思います。このたび、繰越明許費の繰越しを行いますのは、4款1項の新型コロナウイルスワクチン接種事業費でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用でございまして、事業の早期着手のため、令和3年第1回臨時会及び第1回定例会において補正予算として計上しておりましたが、事業の完了は令和3年度となりますことから、17億3千87万3千285円を令和3年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

以上、よろしくお願申し上げます。

**○佐藤委員長** 以上、理事者から報告をいただきました。委員の皆さんから、特段御発言がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

**○佐藤委員長** それでは、ここまでの報告に関わり出席している理事者については、退席いただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項について報告をいただきます。最初に、障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定取消しについて、理事者から報告をお願いします。

○**金澤福祉保険部長** 令和3年5月17日付で本市が実施いたしました、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定取消しにつきまして、御報告申し上げます。お手元の資料を御覧ください。本件は、指定障害福祉サービス事業者である市内神居6条3丁目2番17号に事務所を有する合同会社滴に対し、障害者総合支援法第50条第1項の規定に基づき、指定取消しの行政処分を行ったもので、取消し年月日は令和3年5月31日であります。処分するに至った原因となる事実でございますが、当該施設に実地指導及び監査を行った結果、平成30年4月から令和2年8月までの間に、介護給付費算定に必要な書類を作成していないにもかかわらず不正に介護給付費を請求したこと、及び令和2年9月15日に実施された実地指導において、虚偽の理由により延期の申入れを行い、遡及してサービス提供記録等の作成を行うという著しく不当な行為が認められたことによるものでございます。なお、本処分に伴い返還額等が生じており、返還金として399万4千550円に、障害者総合支援法第8条第2項の規定により、返還される額に100分の40を乗じた額159万7千820円を加算し、計559万2千370円の返還を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○**佐藤委員長** 理事者から報告を受けました。委員から特段御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○**佐藤委員長** それでは、この報告に関わり出席している理事者については、退席いただいて結構です。

次に、令和3年度国民健康保険料の料率について、理事者から報告をお願いします。

○**松本福祉保険部保険制度担当部長** 令和3年度の国民健康保険料につきましては、6月1日に料率の告示を行い、来週の6月16日に納入通知書を発送する予定でございますので、この通知書の発送に先立ちまして、料率の算定について、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。

まず、資料の1枚目、A4縦の令和3年度国民健康保険料の料率についてを御覧ください。国民健康保険料の料率につきましては、医療給付費等の財源となる医療分、後期高齢者支援金等の財源となる支援金分、介護給付費の財源となる介護分の3つの区分で構成されており、この資料では、各区分ごとに料率算定の内容についてお示ししております。表の中央に、Aとして本年度の算定内容を、右側にBとして令和2年度の算定内容を、その間に前年度との比較を記載しております。令和3年度の保険料全般に関わるものとして、3つの区分ごと、それぞれに賦課総額がございしますが、平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化となったことから、北海道から示された納付金の額を基に賦課総額を算出しております。同じく賦課限度額につきましては、条例で規定しており、Aの欄を御覧いただきたいと思いますが、さきの令和3年第1回定例会において議決いただきました改正内容のとおり、上段の医療分では、前年度から2万円増の63万円、支援金分は、前年度据置きで19万円、介護分は前年度から1万円増の17万円となっており、介護分がかかる世帯では、3区分の合計で99万円となり、昨年度と比較して最大で3万円の増額となります。

次に、各区分ごとの算定内容について御説明申し上げます。初めに医療分ですが、賦課総額は48億74万円で、前年度に比べ1億3千303万円の減となっております。保険料の項目では、

旭川市国民健康保険条例に基づき、賦課総額を所得割41%、均等割35%、平等割24%に区分した額を記載しております。なお、各賦課割合につきましては、北海道から示された本市の標準保険料率を踏まえた割合となっております。この保険料の項目で示した額を、賦課標準の項目に記載しております総所得金額235億3千153万6千円、被保険者数6万5千586人、世帯数4万5千325世帯を基礎にして算出したものが、最後の項目の料率となります。令和3年度の料率につきましては、資料に記載のとおり、所得割は100分の8.37で、前年度に比べ0.02ポイントの減、均等割は2万5千620円で、前年度に比べ4千810円の減、平等割は2万6千640円で、前年度に比べ6千210円の増となっております。また、国民健康保険被保険者が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行することによって、国民健康保険該当世帯に被保険者が1人となる世帯につきましては、移行後5年間、特定世帯として平等割が2分の1となり、その世帯の平等割は1万3千320円で、前年度に比べ3千100円の増、また、特定世帯として5年間が経過した後も、世帯の状況が継続している場合には、さらに3年間、特定継続世帯として、平等割が4分の3となりますことから、その世帯の平等割は1万9千980円となり、前年度に比べ4千650円の増となっております。

次に、中段、支援金分については、賦課総額15億7千610万2千円で、前年度に比べ2千384万8千円の減となっており、これを医療分と同様に、所得割、均等割、平等割ごとに算出した料率につきましては、所得割は100分の2.73で、前年度に比べ0.01ポイントの減、均等割は8千420円で、前年度に比べ1千450円の減、平等割は8千750円で、前年度に比べ2千120円の増となっております。また、平等割に関わる特定世帯につきましては4千380円で、前年度に比べ1千600円の増、特定継続世帯につきましては6千570円で、前年度に比べ1千590円の増となっております。

下段の介護分については、賦課総額は4億5千47万1千円で、前年度に比べ1千40万9千円の減となっております。これを基に、同様に算出した料率につきましては、所得割は100分の2.21で、前年度に比べ0.01ポイントの減、均等割は8千220円で、前年度に比べ1千420円の減、平等割は6千360円で、前年度に比べ1千540円の増となっております。

次に、資料の2枚目、A4横の国民健康保険料所得段階別料額比較表を御覧ください。この表は、国保加入者が2人の世帯について、所得ごとの保険料を、右側から令和元年度、令和2年度、令和3年度の3か年で比較したものとなっております。北海道への納付金の減少や賦課割合の見直し等により、所得のほぼ全階層で前年度と比較して97.5%から99.4%の間で下がる結果となっており、賦課限度額の引上げによる影響を受け、増となる世帯を除き、所得や世帯状況が変わらなければ、各世帯における令和3年度の国民健康保険料は、年間で650円から7千840円の間で減少する見込みとなっております。

以上、令和3年度の国民健康保険料の料率についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 理事者から報告を受けました。委員から特段発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者については退席していただいて結構です。

次に、旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針の策定について、理事者から報告をお願いします。

**○中村子育て支援部長** 旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針を策定いたしましたので、御報告申し上げます。

基本方針の策定に係る検討経過につきましては、これまで、本常任委員会で御報告をさせていただいているところでありますが、昨年の第1回定例会での附帯決議を踏まえ、昨年7月から有識者懇談会において検討を進めた後、子ども・子育て審議会の専門部会において調査、審議を行うなど、児童福祉等の専門家や市内の関係機関の方々から意見をいただきながら、基本方針の素案の取りまとめを行いました。

この素案につきまして、市民参加を実施いたしました。市民参加の実施状況につきましては、本年4月15日から5月17日までの期間で意見提出手続を実施し、20人、2団体から計40件の御意見が寄せられたほか、要保護児童対策地域協議会の構成機関との意見交換会や、7つの子育て支援団体等の関係者との意見交換を実施したところでございます。意見提出手続の結果につきましては、本日、お手元に御配付させていただいておりますが、主な意見の内容といたしましては、要保護児童対策地域協議会をはじめとした関係機関や地域との連携強化に関わるものや、相談支援体制や職員体制の充実に関わるもののほか、市立の児童相談所の設置等に関わる御意見をいただいたところであります。これらの御意見につきましては、今後、基本方針に基づく取組を推進していく中で、参考とさせていただきたいと考えております。

次に、基本方針の内容についてでございます。本日、基本方針も資料としてお配りしております。基本方針では、24ページに掲げておりますが、基本理念を、虐待から子どもの生命と権利を守るため、地域全体で子どもの未来を支える総合的な子ども家庭支援体制を構築し、安心して子育てができるまちを目指しますとし、基本理念の実現に向けた3つの基本方向として、子育て支援の充実による虐待予防の推進、虐待発生時の的確・迅速な対応、それから、地域全体で支える子どもの未来を掲げまして、この実現に向けた7つの基本方針というものを定めております。そして、この基本方針に基づきまして、14項目の取組項目、これは27ページ以降に掲載しておりますが、7つの基本方針と基本方針に基づく14項目の取組を示しております。あわせて、市立児童相談所を設置した場合に期待される支援と役割のほか、市立児童相談所の設置に係る課題等につきましても整理を行っております。

今後についてでございますが、この基本方針に基づきまして、まずは先ほど申しました取組項目に着実に取り組んでいくということで、関係機関や地域と緊密に連携しながら、児童虐待防止対策の総合的かつ効果的な推進を図りたいと考えております。また、市立児童相談所につきましては、その役割や課題につきまして、さらに具体的な検討を進めていきたいと考えております。

以上、旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針の報告とさせていただきます。

**○佐藤委員長** 理事者から報告をいただきました。ここで、委員から特段発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○佐藤委員長** それでは、この報告に関わり出席している理事者については退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症の発生状況及び病床の確保等について、理事者から報告をお願



いします。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び病床の確保等につきまして、御報告を申し上げたいと思います。お手元に資料が行っておりますが、そちらのほうを御覧いただければと思います。なお、数字につきましては6月6日現在の数字を入れてございます。

まず、1ページ目の上段のグラフでございますけれども、初確認以降の本市の発生状況ということでグラフにしております。注目すべきは、グラフの高さもそうなんです、横の幅ということになりまして、特に、本年の4月から現在まで続いている感染状況につきましては、2か月以上の間、感染拡大が進んでいるというような状況で、昨年11月、12月の状況を既に上回っている期間というふうになってございます。

続いて、真ん中のグラフになりますが、よく使われます人口10万人当たりの1週間の発生者数ということで、本年度のグラフを載せてございます。グラフの中のピークが5月24日でございます、このときに55.83人という記録を残してございます。この数値につきましては、緊急事態宣言相当と言われております国のステージⅣ、北海道のステージ5の数字が25名でございますので、その倍以上の数字が当時発生をしていたという状況でございます。なお、現在につきましては、かなり落ち着いてきている状況がありますが、それでも22.39人というような状況になってございます。

1ページ目、一番下のグラフになります。今年度の発生状況ということで、明らかに分かる部分といたしましては、5月の第1週が大体1日10人以上、5月の第2週間が20人、第3週が30人ということで、感染拡大がここで進んでいったということが分かっていたかと思えます。その後、5月の第4週につきましては若干落ち着きを取り戻し、20名、そして今、6月の第1週の状況では10名程度というような状況で、数字を見る限りでは、今回の感染拡大のピークアウトというのが見えてきているというものでございますが、変わらず、予断は許さない状況であるというふうに考えてございます。

2ページ目になります。クラスターの状況ということで、本年度発生したクラスターを載せてございます。昨年度1年間においてクラスターが発生した件数は13件、既に本年度2か月強で21件ということで、昨年度の数字をかなり上回っている状況でございます。特徴といたしましては、一部、50名以上の感染が確認されたクラスターがございましたが、おおむね一つ一つが小規模なクラスターが発生していること、さらには昨年、おおむね見られなかった飲食店等でのクラスターが4月に頻発したこと、さらには、この段階に来まして、特に福祉施設でのクラスターが発生していることが特徴となっております。

続きまして、2ページ目下の表でございます。緊急事態宣言が出ている都道府県と本市の状況がどのような状況になっているのかというのを示したものでございまして、先ほど申し上げました人口10万人当たりの1週間の数字の比較をしているところでございます。北海道を除く緊急事態宣言が出ております各都道府県の数値よりも、旭川市は、現在のところでも上回っている状況でございますが、北海道並びに札幌市の状況から比べると、それを下回っているという状況にございます。なお、旭川市のピークアウトのお話は先ほど申し上げましたが、北海道、札幌市においても、一時期の状況からは下がってきているというような状況で、緊急事態宣言の効果などが現れているもの

と認識をしてございます。

続きまして3ページ目になります。先ほど申し上げました緊急事態宣言相当であります北海道のステージ5と本市の比較ということでございます。7つの指標がございまして、一時期につきましては、7つの指標のうち6つ、具体的に申し上げますとPCR検査陽性率以外の数値はこれを上回っている状況にございましたが、現在は病床の使用数と療養者数の2つの項目以外は下回っているという状況になってきてございます。

続きまして、5つ目になりますが、病床の稼働率及び宿泊療養、あるいは自宅待機の部分についてでございます。まず、病床の確保についてでございますが、5月の段階では、市内の基幹病院におけます専用病床数は119床、うち重症者用の病床につきましては8床ということでございましたが、その後、市立旭川病院で35床、旭川赤十字病院で1床、旭川厚生病院で24床、旭川医療センターで8床の合計68床が上乘せになりまして、現在は、専用病床として187床、そのうち重症者用の病床といたしまして14床を確保しているところでございます。宿泊療養施設でございますが、昨年11月25日に設置された1棟目90室に、今月3日に2棟目110室が加わりまして、現在、本市及び道北地域の宿泊療養施設といたしましては200室の運用となっております。先ほどの確保している病床数、そして宿泊療養施設ということで、療養体制については、この間、拡充されているという状況でございます。

そのような中、3ページ目の下のグラフになりますが、基幹病院のコロナ専用病床の稼働率を示したもので、一番ピークで5月21日の78.2%という稼働がございましたが、その後、6月の部分で大きく減らしているものにつきましては、先ほど御説明を申し上げました確保している病床数が大幅に増えたことによりまして、分母が大きくなって減ったものでございます。しかしながら、現在もコロナ病床につきましては、稼働率としましては分母が増えましたので落ちておりますが、相変わらず、稼働数としては90床以上の稼働がございまして、病院のほうの病床の逼迫度合いというのは変わらないというような状況でございます。

続きまして、4ページ目になります。一番上のグラフが、宿泊療養施設の入所者数と自宅待機者の数を表したもので、実線が自宅待機者、点線が宿泊療養施設の入所者ということになります。自宅待機者につきましては、5月23日の172名がピークとなっております。その後、感染者数の減及び宿泊療養施設の稼働も併せまして、現在の数字を申し上げますと45人が自宅待機というふうになっており、日々この数字は減ってきている状況でございます。

続きまして、真ん中のグラフになります。変異株疑いの発生状況、こちらにつきましては、グラフの角度が急になればなるほど変異株の疑いが発生しているというような状況でございます。変異株につきましては、その特徴といたしまして、発症から重症化するリスクが非常に高いこと、あるいは感染力が高いというふうに言われておりますし、若年層に対しての罹患も多く見られるというような特徴を持っております。これまで市といたしましては、変異株疑いの監視をするためにスクリーニングを行ってきたところでございますが、このたび北海道におきまして、これまで英国由来の株のスクリーニング検査を実施してきたところでありますが、おおむね通常株から変異株に置き換えられたということから、今後警戒すべきインド由来の株に対しましてスクリーニングを実施すると発表されたところでございまして、本市におきましても、現在、変異株の検査を実施するに当たりまして、おおむね9割以上が変異株疑いという結果が出ている状況がありますので、そういっ

た意味でも、本市においても通常株から変異株のほうに置き換えられているという新たなステージに立っているという状況に鑑みまして、今後、本市としては、北海道に倣い、インド株に関するスクリーニングを保健所の検査のほうで実施していきたいというふうに考えてございます。

最後になります。4ページ目、一番下のグラフになりますが、感染経路不明の割合ということで、いわゆるリンクが分からない感染者の割合ということになります。ピークは5月13日の58.2%が最高でありましたが、現在は36.1%ということで、おおむね半分以上のリンクが分からなかった時期から、3分の1に減ってきているという状況がでございます。このリンクなしの割合の部分につきましては、1週間の平均を取っておりますけれども、この中で大きなクラスターなどが起きますとリンクが分かるということになりますので、そういった観点から、大幅に減ってきているものがございますが、最近の部分につきましては、おおむね既感染者の濃厚接触者等からの発生の割合がまた増えてきているということから、リンクなしの割合が若干落ち着いてきているというような状況になってございます。

以上でございます。

**○佐藤委員長** 理事者から報告を受けました。特段、委員の皆様から御発言があればお願いします。

**○小松委員** 今報告いただいたので、何点かちょっと確認をさせていただきたいと思います。

一つは、宿泊療養施設の2棟目が6月3日に設置されて、収容人員が110名増えたということで、喜ばしいことだというふうに思います。そこで、この宿泊療養施設の運営に関して、市が職員を派遣しているというふうにも伺っております。私どもも道に要請したときに振興局長ともお会いしましたけれども、宿泊療養施設を設置するかどうかというのは道庁が決めて、決まったら、管理運営は振興局が担う、そういう役割分担になっているというふうにもお聞きをしてきました。それで、現在市の関与、療養施設に対する対応ですね、その状況についてちょっとお聞かせください。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 宿泊療養施設の運用面のことでございますけれども、もともと1棟目につきましては、管理職1名、これが統括と言いますが、管理職1名とその管理職を補佐する統括補佐、こちらのほうは一般職となるわけなんですけれども、職員についてはこの2名体制で運営をしております、道のほうが委託している会社がそこに入り、さらには看護師等が入るというような形で1棟目を運用しておりました。そのうち本市については、1棟目が開設された昨年11月25日から、当初はそこに職員を2名出しまして、こちらについては一応統括補佐の役割ということで2名を出しておりましたが、運用が落ち着いてきたということから、途中から1名に変わったという中でこれまで協力をしてきたところでございます。このたび2棟目の設置に当たりまして、同じような体制が2棟目でも必要だということから、道のほうから打診がございまして、旭川市に協力してほしいというようなお話があったということで、私どもとしては一日も早く宿泊療養施設を設置していただくことをまずは念頭に置きまして、最大限の協力をするという中で、今回の施設につきましては、管理職1名、一般職1名の合計2名が従事する形で最終的に調整を図っております。

なお、1棟目の一般職1名につきましては、今回2棟目の運用に当たるために引き揚げまして、その一般職につきましては2棟目のほうに充用しているというような状況でございます。

**○小松委員** 2棟になったけれども、旭川市が派遣する職員数は同じ、今までどおりと。人数でいけば、1棟目から引き上げて、2棟目に振り替えたということだと思っんですね。違うのかな。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 1棟目につきましては、管理職1名が振興局の職員で、もう1名の一般職が本市の職員ということで体制を組んでおりましたが、そこから一般職だけを抜いて2棟目に充用し、新たに本市の管理職が1名追加になりますので、2棟体制となったことによりまして、私どもの協力体制として、管理職1名を増やしているという状況でございます。

**○小松委員** 分かりました。

これは、こういう非常事態ですから、各機関が協力し合うということは当然のことだと思うんですね。それぞれの役割分担は明確になっていたとしても、一日も早く開設していくということで。ただ、本来の管理運営は道の役割だとすれば、道も今、旭川市が2名派遣しているのを常態化していいというふうには考えていないで、引き続き、道独自に管理運営するために努力はしていくことになると思うんで、これは、特別期限が定まっているわけでもないですよ。道が配置すれば、こちらは引き揚げるということになっているのか、あるいは当面、年内とか10月までとかっていう期限付で派遣していることになっているのか、ちょっとお聞かせください。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 職員の派遣の期限についてであります、特に示されているものではございません。先ほど申し上げたとおり、私どもとしては、とにかく早急に設置をお願いするというような形で、これまで申し上げてきた経過がございますので、それに対して全面的な協力をするという中で動きというふうに御理解いただければと思います。したがって、当面の間ということになっておりますけれども、それがいつまでなのかということは特に示しているものではございませんので、私どもとしても、今後もそのような対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

**○小松委員** それで、先ほど部長から報告があったとおり、5月23日をピークにして、自宅待機者が5月23日には172名、たしか5月22日から1週間ほどは150名をずっと超えていたんですね、8日間ぐらい。この4ページ一番上のグラフで、自宅待機者が5月23日をピークにしてずっと下がってきている。しかし、一貫してこのところ宿泊療養施設の利用者は増えてきていないと。多くの市民の皆さんからも、私どものところに声が寄せられていましてね、こうした事態の中で、報道では、札幌で自宅待機している方が亡くなれると。これは、個々の案件で事情は様々だと思うんですが、遺族の皆さんにとっては、入院していればこうした事態は避けることができたかもしれない、あるいは、ホテルに宿泊していればこうはならなかったかもしれないという、いずれにしても結果論ではありますけれども、悔いの残る、そうしたことが、札幌をはじめ、全国で起きてきているというふうに思います。そこで、自宅待機者と宿泊療養施設に入っている方との対応上の違いはどういうものがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 自宅待機者と宿泊療養施設に入る方々につきましては、まず、宿泊療養施設の考え方といたしましては、当然ながら、そこに看護師が常駐しておりますので、一定限、いわゆる医療関係者の目で健康観察が受けられるというような状況、判断できるという状況がございまして、さらには、状況が悪化している入所者がいらっしゃった場合につきましては、オンコールドクターのほうに連絡をして、それに対する対処、または入院措置につなげていくことが容易にできるのが宿泊療養施設という理解です。

自宅待機者につきましては、あくまでも待機ということになっておりますので、宿泊療養施設の

状況がよければ、そちらのほうに誘導していく。もしくは、何らかの家庭内の事情等で入所ができないという方々が自宅待機者に当たるわけでありますが、こちらにつきましては、市の保健所の保健師のほうから、個々に全ての方に連絡を申し上げて健康観察というものを行っている中で、体温でありますとか、お配りしているパルスオキシメーターの数値などを聞き取りながら、状況に応じて受診調整、もしくは場合によっては入院という形にするというような管理の仕方ということでございます。

そういった意味では、当然ながら、ある程度監視の目がある宿泊療養施設のほうがリスクが低い。自宅療養は当然ながらリスクが高くなるということで、そういった面から、本市では幸いなことにまだ起きておりませんが、他市のほうでは自宅療養中に病状が急変してお亡くなりになるというような事象も起きていますので、市保健所としては、極力、自宅待機者を出さないように、入院か入所というような誘導を今後についても行ってまいりたいというふうに考えてございます。

**○小松委員** 感染症から見ても入院が一番対応としては望ましいと思うんですが、病床の関係があるんで、せめて宿泊療養所、看護師さんがおられるところと、誰しもうると思えます。札幌の事例も私の記憶が確かであれば、自宅待機者には1日1回連絡を取る、そういう対応をしながら亡くなられたということです。旭川市もたしか自宅待機者には1日1回連絡を取っているということで、これは対応としては限界があるということだと思います。

そこで、これも多くの市民から指摘をされているんですが、この4ページのグラフを見ても分かるとおり、1棟しか設置していなかった宿泊療養施設、旭川市の自宅待機者が150名を超えて1週間ぐらい続いたときも、90名入れるホテルに二十数名から、そのあと十数名台に落ちてきていて、これは何回か部長からも説明を聞いて承知しているんですが、フロアごとの消毒をして次に備えるんだと。だから、一つのフロアにまだ宿泊している人がいると、消毒もできないから、全て空いた状況で消毒してからということで、実際に収容できる人数は非常に小さくなる場合もあるんだという状況だと思うんですね。それにしても、自宅待機者が150名を超える期間が、この旭川で1週間以上続いているときに、宿泊療養施設が十数名とか二十数名で、これで本当に機能しているのか、仕方ないのかっていうことは理屈で分かっても、なかなか納得し切れない。余計に市民の方は、相当、何をやっているのかという思いで、数字を見聞きしておられたというふうに思うんですが、この辺、部長の感じ方としてどうなのか、ちょっとお聞かせください。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 御案内のとおり、委員のおっしゃるとおりでございます。先ほども申し上げたとおり、私どもとしては極力自宅待機者を出したくないという考え方に変わりはございません。そのような中で、1棟目の宿泊療養施設の特徴としては、実は4つのフロアがございまして、そこに90室があるというような状況で、逆に言うと、1フロアにある部屋数が多いことから、その消毒、清掃の運用面で大きな課題を抱えている施設であったというような状況です。しかしながら、2棟目の今回新しく道のほうで設置いただいた施設につきましては110室なんですけど、実は7つのフロアがあるということで、これまでの1棟目の宿泊療養施設と比較しまして、1フロア当たりの部屋数が少ないことによりまして、いわゆる消毒、清掃の回転効率が少なくとも今までよりもよくなるということを期待しております。ただ、これまでもこの運用については、より柔軟な運用をしていただきたいということで、北海道のほうにも申入れをしている状況の中で、今、北海道のほうで御検討いただいているというふうには聞いております。い

ずれにいたしましても、この施設の稼働率が高くなればなるほど、施設の価値があるというふうにご考えておりますので、今後につきましても、こちらに対する誘導、あるいは施設運営の面について、北海道と協議をしていきたいというふうにご考えてございます。

**○小松委員** もう一点、市民の方から寄せられている疑問についてお尋ねしたいと思います。

150名を超える自宅待機者がいる。それから、宿泊療養施設には限界がある。病床も非常に利用率が高くなっていた。今は若干減少傾向にあります。まだ自宅待機者がいらっしゃる。状況によっても異なるんでしょうが、入院病床が少し空いた、数名入院が可能だと。あるいは、宿泊療養施設も数名可能だというふうになったときに、自宅待機者100名とか百数十名いらっしゃる中で、どういう考え方で優先順位をつけてこられたのか、一般的な考え方になるのかというふうに思いますが、ちょっとお聞かせください。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 入院基準、あるいは宿泊療養施設に入所する基準ということでございますが、まず基本的には、今回の感染症は2類の感染症でありますので、基本誘導は入院でございます。ただし、当然病床の確保、あるいは逼迫状況によりまして、それがかなわない方については療養施設に入っていただくというのがもともとでありますので、まず自宅待機という部分につきましては、この議論から外させていただきたいと思っております。

入院基準につきましては、幾つか観点がございまして、1つ目は、コロナに感染しているわけですから、その症状がどうなのかというのがまず一つですね。2つ目として年齢、おおむね65歳以上の高齢者につきましては重症化する可能性が高いということで、この年齢。3つ目は基礎疾患の有無。この3つに加えて、先ほどの症状の中で、特に血中酸素飽和度、こちらが95を切るような状況が見られる者につきましては入院を誘導するというような形で、今申し上げたような観点を組み合わせながら、入院調整にはかる、あるいは入院しなくてもいいというような方をセレクトしているというような状況でございます。

**○小松委員** その今のセレクト基準、考え方で、変異株がありますよね。これから拡大するかもしれない。特に、インド型とかって言われるようなもの、これはその辺の判断には若干作用するんでしょうか。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 変異株につきましては、大いにあり得ると考えてございます。特に、英国株につきましても先ほど若干申し上げましたけども、重症化のリスクが通常株より高いことであるとか、若年層の罹患が少なくないというような特徴も持っておりますし、インド株というものはまだ北海道では確認はされておりませんが、同様、それ以上の状況があるというふうなお話も伺っているところでございます。したがって、私どもといたしましては、まず一つ、検査体制として、インド株というものをスクリーニングしていく。そして、見つかった際の対応、こういった部分につきましても今後、医療対策連絡会の中で検討していきながら、例えば、今の入院調整の一定の基準がインド株のほうにおいても、あるいはほかの変異株のほうにおいても、いいのかどうかというようなことにつきましても、専門家の御意見をお聞きしながら、必要に応じてそういった基準というものは変えていくべきだと思います。また、今、病床が一定限確保されているという状況がありますので、若干、その入院基準というものを下げて、少しでも入院していただけるような状況をつくることで、最終的に自宅待機者を減らしながら入院、入所に誘導していただけるような体制づくりというものも協議してまいりたいと考えてございます。

○小松委員 最後に2点だけ。

一つは、これは感覚的なことで構わないんですが、コロナに対応されている医療機関をはじめ、市の職員の方も非常に苛酷な労働を強いられているというふうに思います。保健所の保健師さん、その他の職員、ワクチンの関係もそうだと思うんですが、どのような労働環境になっているのか、感覚的で構いませんので、どの程度労働時間が長いとか、夜遅いとかね、ちょっとお聞かせいただきたい。

もう一つは、今、様々な指標を提出していただきました、当委員会に。この状況から、担当部長として、市民に特に力を入れて呼びかけたいということがあれば、この2点をちょっと最後にお聞かせいただきたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まず1点目、私ども保健所のコロナに対応する専任チームがございまして、そちらの状況についてでございますが、特に、専門職であります保健師さんには非常に多くの負担がかかっているということを言わざるを得ない状況でございます。発生状況に応じまして、予定が立つ仕事というのが一つもないわけございまして、感染拡大を防ぐために迅速な疫学調査というのが基本になりますので、そういったものに日々対応していただき、場合によっては、先日もございましたが、医療機関でのクラスターの発生が探知された際に、夜中であってもゾーニング、コホーティングに行き、私も保健師たちが帰ってくるのを待っていましたけども、やっぱり2時、3時までかかって帰ってきているというような状況もあって、そういった意味では、非常に大変な職場なのかなというふうに思っております。多分、責任感だけで、気力をきちっと保っているというふうに思います。そんな中、極力、そういった保健師さんを中心とした私どものスタッフのほうにお休みいただくためにも、あるいは少しでも労働環境というか、状況をよくするために、今まさに全庁応援の中で、例えば保健師さんと言えば、福祉保険部や子育て支援部からの支援をいただいたり、あるいは事務職と言えば、今たまたま緊急事態宣言下ということもありますので、施設が閉館しているということで、社会教育部を中心とした方々に応援をいただいて、何とかこなしているというような状況です。ワクチンのほうも、非常に多くの人数で現在対応している中で、特に昼間については、これまでなかなか電話が繋がらなくて予約が取りづらいというようなお叱りの電話なども頂戴している状況がありますので、そういった苦情対応も含めて、昼間はそれに時間を取られまして、業務自体を夜、夜中にかけて行わなければならないという実態もありまして、状況としては大変な状況でございます。

ただ、保健所としては、何とかこの新型コロナウイルスから市民を守りたいという一心の中で、個々の努力、そして組織としての努力という中でこれまで乗り切ってきているところでございますし、今後につきましても、いろんな形で各部署、他の部局の支援、応援を頂戴しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

2点目の市民に対してということでございますが、身近にそういうような職員を見ながら、あるいは私個人で言えば、その前に市立旭川病院におりましたので、医療人を身近に見ながら、特に感じることは、やはりそこで一生懸命働いている方の努力なり苦労というものが報われるようにしなければならないというふうな責任を自分自身もかみしめながら業務を行っておりますけれども、そういった中で、やはり市民の方々については現状というものをきちっと把握していただいて、本当に今それをしなければならないのか、外に出なきゃならないのか、その人と会わなきゃならないのか

かということを一歩考えていただいて、自分の行動というものに責任を持っていただく。そして、感染防止という観点を常に頭の中から外さないで行動していただくことが、やはり大きなことなのかなというふうに思っております。そこに、今後進むであろうワクチン接種の部分が加えられることによりまして、旭川市としても感染状況がきっと今後よくなっていくのではないかなというふうに思っておりますので、市民の方々にも切にお願いをしたいというふうに思っております。

○小松委員 すいません、お忙しい中、そしてお疲れのところ、部長、ありがとうございます。以上で質疑を終わります。

○佐藤委員長 他に御発言ございますか。

○室井委員 2点ほど、今、ちょっと聞いていて気になったことを聞かせていただきます。

先ほど、自宅待機の中で、健康観察をされているというふうに聞きました。まさにこの健康観察、これは、例えば毎日必ずやるのか、どういう周期でやられているのかというのが一つです。それから、自宅待機と宿泊療養ということで、急変という可能性もあります。私の知っている人も急変して、自分ではとても電話ができなくて、結局周りの人が気がついて、救急で入院したと。これは中程度の病状だったんですが、現実の今の運用として、健康観察というのは十分に機能しているのかどうなのか、これをお聞かせください。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まずは自宅待機者に対する健康観察につきましては、毎日行っております。保健師のほうから連絡をさせていただきまして、状況、症状等を聞いて、必要に応じて入院調整になるという場合も数としては少なくありません。その中で、今の健康観察の体制が十分かと言えば、十分ではないというふうに申し上げておきたいと思っております。本来であれば、自宅療養という考え方については、当然ながらいろんな面でのバックアップがあつての療養になりますので、例えば医師などの往診体制があるとか、そういうことになると思うんですが、本市の場合はそこまでの体制を組めておりませんので、療養という言葉を使わず、待機という言葉を使っております。ただ、今後につきましては、特にこのたび100名以上の待機者が出るような事態が生じている状況の中で、やはりその療養体制という部分についても、改めて見直す必要があるというふうに認識しておりますので、この辺につきまして、医療対策連絡会等で今後協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○室井委員 毎日行っているということなんですが、恐らく、私の知っている人にも来たのかもしれないけど、電話に出られる状態ではなかった。そういう電話に出られない状態の人たちに対しては、どういう行動を取られるのか、お聞かせください。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 連絡する手段が電話ということなので、電話に出ない場合については、状況に応じて御自宅のほうに向かって状況を確認するということがはいたしております。先ほど小松委員のほうにも回答いたしましたけれども、幸いなことに、たまたま旭川ではそういう出来事が起きていないというだけだというふうに思っております。危機感自体は我々も持っております。だからこそ自宅待機者を少しでも少なくしていかなければならないということになりますが、じゃ、宿泊療養施設が安全かといえば、100%安全とは言い切れないまでも、一定限の監視体制、あるいは療養体制というのができているということからも、やはりそういった入院、あるいは入所に対して、今後も誘導していかなければならないというふうに考えてございます。



○室井委員 不幸中の幸いというか、今、現実的にはありませんけれども。連絡が取れない方のところには実際に行かれているということもお聞きしましたけれども、本当にそういう運用でやっているのかというのは、正直疑問があります。そこまで手が届いていないのではないかと懸念もあります。今後は待機者が少なくなると思いますけども、ただ、どうなるか分からない。何せ、相手は恐らく英国の変異株という可能性も報告ではかなり高くなってきているということも聞いていますので、相当入れ替わってきているんじゃないかということを考えると、かなりやっぱり急変する可能性が高い株であるということなので、その辺の体制についても十分気をつけてやっていただけたらと思います。終わります。

○佐藤委員長 他に委員の皆さんから御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 この報告に関わり出席している理事者については、退席して結構です。

次に、旭川市ごみ処理施設整備基本方針(案)に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告をお願いします。

○富岡環境部長 旭川市ごみ処理施設整備基本方針(案)に対する意見提出手続の実施について、御報告申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

ごみ処理施設整備の方向性を見直しについて、本年2月の民生常任委員会で御報告させていただいたところでございますが、その見直しした方向性を新たに位置づけるものとして、旭川市ごみ処理施設整備基本方針(案)を整理し、先月5月24日から今月、6月24日までの期間において、意見提出手続を実施しているところでございます。本基本方針案の内容及び意見提出手続の実施につきましては、ホームページへの掲載などに加え、町内会への資料配付や市民広報誌への記事掲載により、市民への周知に努めているところでございます。

続いて、本基本方針案の概要について御説明いたします。目的でございますが、当初、近文清掃工場と廃棄物処分場の更新を見据えて、ごみ処理システムを再構築することとしておりましたが、建設費などの市場価格の高騰や電力系統の空き容量不足など、多くの課題に直面し、これまでに策定した基本構想どおりの施設整備の見通しが立たないことから、こうした状況の変化を踏まえ、実現可能なごみ処理施設整備の方向性を整理するものであります。整理した方向性の概要でございますが、清掃工場は、当初、破碎・選別施設を導入し、工場を新設する予定でありましたが、状況の変化を踏まえまして、破碎・選別施設の導入は見送り、現施設の設備等を改修して引き続き活用する再延命化とすることといたしました。また、最終処分場は、当初、清掃工場の新設及び破碎・選別施設の導入を見据えて、埋立地に屋根をかける覆蓋型を予定しておりましたが、見直しによって、現行と同じ埋立て対象物となり、埋立て容量が最大約64万立方メートルまで増加することから、屋根をかけないオープン型を基本とすることといたしました。なお、現行のごみ処理システムを基本としながらも、近文清掃工場の処理能力の範囲内で焼却できるもの、例えば、汚れたプラスチック製容器包装について、埋立てから焼却への移行を検討するなど、埋立て処分場の抑制や最終処分場周辺における環境負荷の低減に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、意見提出手続の期間終了後、提出いただいた御意見等を踏まえ、所要の修正を行った上で、来月7月中を目途に基本方針を策定し、その内容に沿って各ごみ処理システム整備の取組を進めてまいります。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 以上、理事者から報告をいただきました。委員の皆さんから特段発言はございますか。

○小松委員 ただいま報告いただいた件について、ちょっと何点か確認をさせていただきます。駆け足でいきますので、ついてきてください。

今日資料として配られ、既にパブコメも実施されている。整備の基本方針案ですね。一般的に、行政の事務の流れの中で、基本構想があって、基本計画があって、それから基本設計、実施設計というふうに一連の流れというのは大体共通して取り組まれてきていることは、ほかの事務にもあります。ところが、この基本方針というのは、言葉としては出てくるんだけど、一連の事務の流れでこうしたことが策定されて、パブコメにかけられるというのは、ちょっと私はあまり経験がないということで、基本構想どおり進まなかった、最終処分場も、清掃工場も。そこで、新たにつくったのがこの基本方針案なんですけど、どういう位置づけのものなんですかと。基本構想がありますからね。それから基本計画の策定を計画していた、その途中で基本方針案を示して、意見提出手続を取っている。位置づけについてお伺いします。

○寺門環境部清掃施設整備課主幹 旭川市ごみ処理施設整備基本方針（案）につきましては、これまで策定した最終処分場整備基本構想、清掃工場整備基本構想及びごみ処理基本計画におきまして整理した内容のうち、市場価格の高騰などの状況の変化によりまして、施設整備の方向性に関して見直しを要する事項や見直しの内容について整理するものであります。

○小松委員 状況の変化があったから整備方針を見直すんだと。どういう方向で検討してきたか、どういう方向で進もうとしているのかを示したのがこの基本方針だという御答弁ですね。

それで、この冊子の一番最後のページに、清掃工場について、基本構想を取り下げるとということが書かれているんですよ。いろいろ検討した結果、新しく建設しようと思ったんだけど、建設するのは困難になった。再延命化で対応することになった。その結果として、基本構想は取り下げる、こうなっています。

1ページ前、最終処分場です、一般ごみのね。ここはどうなっているかという、変更点は、最終処分場も基本構想が策定されているんですけど、そのとおり事業として進めることが困難になったと。何が困難になったかということが19ページにずらっと書いてある。破碎処理して埋立量を減らそうと思ったんだけど、破碎処理が清掃工場で困難になったので、埋立て対象物を現行と同じにして、今までどおり埋め続けますよ。だから処分量が変わりましたよ。施設として、基本構想では、屋根で覆う覆蓋型、これを決めていた。だけど、処分量が多くなるから、覆蓋型をやめます、屋根はつけません、オープン型にします、こう書いているんですね。施設の規模は、基本構想では16万1千立方メートル、これが最大64万立方メートルに中身を大きく変えましたよと。そして、建設費も増えている。基本構想の基本的な中身がごとく変わっているんですよ、最終処分場については。しかしこちらは、基本構想は取り下げない、変更なんだと。どっちがいいか私は分からないんですよ。けども、清掃工場は中身が大きく変わったから基本構想は取り下げて、これを方針とする。最終処分場は中身がほとんど、基本構想で描いたものは見る影もないぐらい変わっているんですけども、こちらは変更でいくんだ、基本構想は残っているんだと。変更する内容は、この基本方針に書いている。なぜこういう違いになっているのか、御説明いただきたい。

○寺門環境部清掃施設整備課主幹 まず、清掃工場ですけれども、清掃工場の整備基本構想におきましては、新設することを基本としておりましたが、今般、整備の方向性を新設から再延命化へと見直しまして、清掃工場の新設は行わない考えでありますことから、基本構想については取り下げ、本基本方針により整備の方向性を定めようとするものであります。最終処分場につきましては、今般の施設整備の方向性の見直しに伴いまして、委員がおっしゃられたように、処分場の構造形式が覆蓋型からオープン型、施設規模につきましても、埋立て容量は16万1千立方メートルから約64万立方メートルとなるなど、整備の内容は大きく変更となっておりますけれども、清掃工場とは異なりまして、新たに施設整備を行うことに変わりはないということから、最終処分場の整備基本構想につきましては、本基本方針により必要な内容の変更を行おうとするものであります。

○小松委員 聞いても分からないです。聞けば聞くほど分からなくなる。

ちょっと質問を変えます。もともと行政一般の事務の進め方として、基本構想がある。最終処分場の基本構想をつくりました。清掃工場も基本構想をつくりました、時期は別として。今、2つとも基本構想があるんだと。基本方針は、それぞれの2つの基本構想に対して1つの基本方針で、一つは取り下げる、一つは方向を変えるということの役割を担っているんですよ。問題が生じたときに、この手法が認められれば、万能薬です。複数の基本構想を一つの方針で取り下げたり、変更したり、示すわけだから。通常はない進め方だと思うんですが、そういう認識はございませんか。

○稲田環境部清掃施設整備課長 今回のごみ処理施設の整備の方針を見直すということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたとおり、清掃工場につきましては、新設から再延命化ということで方向性を見直して、既存の施設、これを改良するということで整備を進めていきたいというふうに考えておりました、新設を伴うものではないということで、この基本方針によって取り下げさせていただきたいという考えを持ちました。ただ、最終処分場につきましては、新たに設けるということにつきましては変わりはないということで、この基本方針の案でその内容を変更させていただきたいということで、そういった考えを持って今回取りまとめたものでございます。

○小松委員 分かるんだよ。しかし、基本構想は手続を踏んでそれぞれがつくったの。作り方も別ね。専門家を招いて時間をかけてつくったのが最終処分場ね。その同じ検討会議で、最終処分場の基本構想が終わったら、今度清掃工場をどういうふうにしようかということで行われてきている。そういう段階を経て進んできた2つの基本構想を1つの基本方針ががらっと変えるわけだよ。もともとこういうものはなかったのね、スケジュールには。基本方針を定めて、何かを進めていくっていうのはなかった。途中から割り込んで入った基本方針が、手続を踏んでつくられてきた違う基本構想2つを一刀両断してやっているわけで、通常あり得ないということと、こんなことが許されたら、事務というのは何を基本に我々は受け止めていいのか、甚だ疑問だと思うんですが、これは部長からちょっと見解をお聞きしましょう。

○富岡環境部長 この両方の清掃施設の整備に当たっては、委員がおっしゃられるとおり、北大や高専の学識経験者、そういった方の知見もいただきながら、2年間にわたる長い期間を経て取りまとめたものであって、その内容というのは、今の日本の国の中において、廃棄物の処理の在り方、こういったものの理想的な在り方といえましょうか、そういったことの方針に基づいてまとめられたものであって、理想的なごみ処理の在り方を示したものであった。そういったものを今回この

ような形で、いろいろと諸種の事情、条件の変化、いろんなものがあるって見直さざるを得なくなったということでもありますけれども、そういった多くの人に関わっていただいて手間暇をかけて理想の形をつくってきたものを見直さざるを得なくなったことは、もう非常に残念であります。そのことを今回、この基本方針案で一遍に両方を見直すということで、このやり方については確かに、委員のおっしゃられるとおり、正しいといひましようか、丁寧なやり方ではないのかもしれませんが。ただ、これまで近文清掃工場において、電力の接続がなかなかできないといひましようか、やるには多額の費用がかかることですか、いろんな課題がある中で、相当スケジュールが遅れてきた、遅延をしてきたといったこと、しかしながら、最終処分場の埋立て期限というのが令和11年でもう終わってしまうといった中で、非常に厳しいスケジュール感の中で今となってはやっていかなきゃいけないと。それがその大きな理由にはなりませんけれども、そういった一つの現状、こういったことを踏まえた中で、少しでも早く前進させていかないといけない、そういった考えもあり、こういった一連の手続の中で整理をさせていただいているということでございまして、決して正しいと思っておられませんけれども、御理解いただけたらなというふうに思います。

**○小松委員** 非常に苦勞してつくられているようなんだけど、結論から言うと分かりづらい。その一つだけ、今、紹介します。9ページに、当初の見積りを取ったときから、そのあと見積りを取ったら上がったと、その比較表が出ています、表6-1に。基本構想段階で、焼却施設、破碎選別施設、最終処分場、合わせて316億円(税抜)、これが再見積りを取ったら376億円になったと。約60億円増えた。基本構想のときと、再見積りを取ったときの間隔がどれぐらい空いているかという、1年くらい、2年までたっているかな。期間はどれぐらいありますか。分からないか。いやいいです。それで、60億円増えたから、このまま進めるのは無理だろうなというふうになったんですね。これは非常に分かりやすい、この図は。それで、環境部の皆さん方はこの後いろいろ検討される。最終的にどうなったかという表はどこにありますか。

**○寺門環境部清掃施設整備課主幹** 最終的な事業費の変化ですけれども、資料、旭川市ごみ処理施設整備基本方針(案)の17ページになりますけれども、17ページの下段の表7-4、こちらはケース0・再延命化の欄に記載がありますけれども、焼却施設で約61億円、最終処分場で約98億円、合計で約159億円という形になっております。こちらがお示ししている資料になります。

**○小松委員** 委員の皆さんにも見ていただきたいんですが、17ページの表。これは3つのケースを比較した表なんです。一番最初のケースAというのは、廃プラを燃やしますよ、破碎もしますよ、清掃工場は新しくつくりますよというのがケースA。ケース0は新しく工場をつくるんだけど、破碎処理をしません、廃プラは燃やしません。言わば、今までどおりの処理をしていきますよというのがケース0。そして、一番右側が、廃プラを燃やしません、破碎処理をしません、新しくつくるんでなくて再延命化しますよというのが一番右。この3つを比較した表なんです。何でこれが最終案になるんですか。冒頭に書いている表で60億円上がったぞ、このまま行かないぞということをお皆さん方は冒頭でまず市民に訴えているわけだ、パブコメするに当たって。60億円もこうやって増加した、施設ごとに。それでいろいろ検討して、最後の結論はどこにあるって聞いたら、17ページの表にあるって言うんです。17ページの表は、3つの検討内容を比較した表なんです。これ。これが何で最後の結論になるんですか。

**○稲田環境部清掃施設整備課長** 基本方針(案)の17ページにおきまして、ただいまお話のあり

ました3つのケースの数値について掲載しているところがございますけれども、こういった状況を踏まえまして、次の18ページになりますけれども、総合評価というふうにとまっております。こういった評価をいたしまして、最終的には、清掃工場につきましては新設ではなく再延命化とすること、そして、最終処分場については、再延命化することによって破碎選別施設の導入というものも見送るという形になって、処分量も大きくなり、覆蓋型からオープン型へという変更が生じることとなりますので、そういったことについてこの18ページでまとめているところがございます。

**○小松委員** 皆さん方は、表を示しながら検討してきているんだよ。最初、なぜ中身を再検討しなければならないのかと、60億円こうやって増えたんだということも表で表している。そして検討して、結論は18ページに書いてある。17ページには表は書いてあるけども、これを見たって分からない。そういうことになっているんですよ。これは、関心ある市民に読んでもらって、意見をくださいという資料なんですよ、これ。見ても分からない。これはいかがなものかと思えます。

それから時間がないので、中でどういう検討をなさっているかというのを私のほうから説明するから、それで意見を求めるから、違ったら違うと言ってください。一つは、財政事情でこのまま行けなくなったところからスタートです。60億円も増えるんだと。このまま行けない。それで検討するんですよ。清掃工場は、新しくつくるよりも再延命化したほうがずっと安くなる。財政的にはこれがいいんだというふうになりました。安くなった分だけどこにしわ寄せが行くかというのと、破碎処理しませんから、廃プラを燃やしませんから、最終処分場に行く量は増えるんですよ。ここは増えた分だけどうなるかというのと、屋根は造らないにしても、事業費は高くなるんですよ。高くなる。だけど、清掃工場と最終処分場を合わせて見ると、当初の計画よりもかなり安いんですよ。かなり安い。

ここからが問題なんです、私の指摘なんです。新しくつくるよりも再延命化が安いのは当然です、耐用年数が違うんだから。再延命化に何十億ってお金をかけても、新しくつくるよりも使えなくなるのは早まるんです。だから、安くなって当然なんですよ。最終処分場は、新ごみ処理システムの考え方で、できるだけ埋めるごみを減らすぞというところからスタートして、北大の先生方にも検討してもらって決めたんです、覆蓋型で持ち込む量を少なくするぞと。それを財政的にその計画どおりに行かないから、オープン型にして埋めよう、今までどおり。財政を軸に検討してきて結論を出した。しかし、環境行政というのは、もう一つ抜かしてはならない視点があるでしょう。その視点を持って基本構想をつくってきたでしょう。何か。新ごみ処理システムの考え方ですよ。今の時代に合わせて、地方自治体が向き合わなければならないことは何なのか。ここからスタートしているんですよ。新ごみ処理のシステムをどういうふうにつくるか。その考え方から、最終処分場の基本構想、清掃工場の破碎処理施設、廃プラを燃やす、ここにたどり着いたんです。これらがどうなるかを抜きにして、価格だけで決めたというのがこの基本方針になっているではありませんか。今回の方向の見直しについて、こういうデメリットがありますよというのが、読んで市民に分かるように描かれていますか、ちょっとお聞かせください。

**○稲田環境部清掃施設整備課長** ごみ処理に関しまして、本市では平成29年度に最終処分場の整備基本構想を設けまして、その中で、今お話のありました新しいごみ処理システム、これに移行していくんだという考えに立ちました。その後、清掃工場の整備基本構想も策定し、進めてきたところでございますが、市場価格の高騰でありますとか電力接続の問題、そういった多くの課題に直面

をいたしまして、これまで様々、多くの方が携わってまとめてきた基本構想の整備内容、これを見直さざるを得なくなったということについては大変申し訳なく思っているところであります。そのほか、方向性を見出していくに当たって、庁内におきましてもこれまで、市場価格の高騰によりまして建設費が上昇していることでありますとか、これまでの検討に時間を要したことで整備スケジュールが遅れているといった影響などについて、将来のごみ処理量というものも含めて、また中長期の財政負担など、そういった総合的な視点による判断が必要という考えから、総合政策部等とも協議しながら、こういった施設整備の方向性を見出してきたところであり、この基本方針について取りまとめまして、今後、方向性というものは大きく変わることになる考えでございますけれども、進めてまいりたいというふうに考えております。

**○小松委員** だから、事の是非は別として、皆さん方がいろいろ必要に迫られて、検討して方向を変えるということはあるんですよ。しかし、市民に意見を聞くときに、そもそも描いていた新しいごみ処理システムという考え方が、この新たな基本方針によって何がどのように変化したのか、何がなくなったのか、それを示さないで意見を求めるとしたら、環境行政としては、私は重要な部分が欠落した事務になっているのではないのかということを指摘しないわけにいかないんです。このペーパーの一番表についても、最終処分場は16万立方メートルだったんですよ。今64万立方メートルですよ、埋める量が増える。この中には覆土っていう、かぶせる土の量も入っているらしいんですけども、それを見たら埋める量が増える理由を理解してくれるでしょうけど、その記載はないんだ。何を見て理解してもらうのか。事細かに、財政的検討は細かくやっている。観点は私に言わせると違うんだが、市民が見ても分からない検討を何枚もやっている。しかし、もともと目指していた得ようとする効果は、今回の見直しで、これはなくなった。申し訳ないんですけども、これで理解をしてくださいというのがどこにもない。あるんだったら教えてください。これは問題でないのかということなんですが、ちょっと見解をお聞きます。

**○稲田環境部清掃施設整備課長** ただいま、この基本方針案につきまして、パブリックコメントということで、意見提出手続を進めているところでございますけれども、この方針の内容といたしますか、記載の在り方が分かりにくい、誤解を与えるような内容になっているというようなお話、御意見につきましては、しっかりと受け止めまして、今後生かしていきたいというふうに考えております。

**○小松委員** これでやめます。部長に最後、一つ聞かないわけにいかない。

進んでいます、事態は。市民意見を求めて、もう作業が始まっています。それで、結論だけ言うけども、検討に迫られるということはあるんですけど、今回ののはあまりいただけない、私は理解できないけど、そういうこともあるんですよ、行政事務だから。しかしそのときに握って離してはならないものは、行政としての役割、環境行政として、何を中心に今まで事務をやってきたのかということと離しては駄目です。ごみを減量化しなきゃならん、今の時代の流れに合わせて、新しい処理に向かって進むんだって、何年もやってきたんですよ、皆さん方は。最後の局面で、財政事情があるからそうはなりませんって言えばまだかわいい。いろいろ比較して、ここに優位性があるんだ、これが優位性だ、よってこうした方向にするんだって、でも、何を言っているのか分からないというつくりになっている。もともと立脚していたそもそもあるべき環境行政としての重要部分を手から離して、数字の検討だけで終わっている。これではいけないのではないのか。改めて部長の見解を

お聞きします。

○富岡環境部長 今回、見直したわけでありますけども、確かに委員の御指摘のとおり、先ほども言いましたけども、長い期間をかけて、今の日本における理想的な形でごみ処理をしていく、そういった中でまとめたものでありまして、本来そうあるべき形だったということであります。そういったことを抜きにして、確かにこの内容というのは、財政的な、要はコスト的な比較に視点を置いてまとめた内容となってしまうといったことは、しっかりとその御指摘は受け止めないといけないと思っています。そのことをしっかりと受け止めて、またしっかりと対応しないといけないと思っておりますが、今後については見直しをしていく、それを実行に移していくといったこととなりますが、その中において、今回はこういった形で見直しをする形になってしまいましたが、今後しっかりと環境行政として、一度目指した新たなごみ処理システムといったもの、ただ、これが今後も継続してそれが主流になっていくかどうかということはありません。というのは、今の国のほうで廃プラの循環促進法みたいなものがたしか可決されたということであります。今回、この基本構想というのは、プラスチックを燃やすということで、それを主眼でやっておりましたが、今後はきっとそうじゃないだろうと。極力プラスチックの容器みたいなものは減らしていく、使わないようになっていく、もし作ったとしてもそれを再利用していくと。要はプラスチックのごみは極力減らしていくんだという形になっていくというふうに思っています。そういったことで、世界の流れもあります。CO<sub>2</sub>の削減の話もありますけれども、そういった環境行政、廃棄物行政、今後の流れをしっかりと見極めながら、本市におけるいろんなごみ処理の課題、生ごみの問題もあります。そういったものを極力減らしていく。そういったこともしっかりと取り組んでいながら、今後は、そのように見直すような形にならないように、しっかりと廃棄物行政を前進させていかないといけないと思っていますし、今回、このまとめについてはしっかりと、今、御意見いただいたことも受け止めて、私どもとしてまた、反省するべきところは反省をしながら、今言ったような形で前進をさせていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小松委員 終わります。

○佐藤委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で本日の民生常任委員会を散会といたします。

---

散会 午前11時58分